

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務等を処理させる職として、必要に応じて、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる部、課等に置くものとし、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

番号	上欄	中欄	下欄
一～八	略	略	略
九	サブリーダー	課室	上司の命を受けて、チームリーダーを補佐し、所属の職員を指揮監督する事務をつかさどる。
十	略	略	略
十一	略	略	略

3 前二項に規定するもののほか、前条に規定する班に、当該班の事務を掌理させるため、班長を置く。

4 第一項の表の第一号から第九号までに掲げる職、第二項の表の第一号から第十一号までに掲げる職及び前項の班長は単純労務の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。以下同じ。）以外の職員（非常勤の職員（同号に掲げる職にあつては、同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）をもつて充て、第一項の表の第十号及び第十一号に掲げる職並びに第二項の表の第十二号に掲げる職は単純労務の職員（非常勤の職員（同号に掲げる職にあつては、短時間勤務職員を除く。）をもつて充てる。）をもつて充てる。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務等を処理させる職として、必要に応じて、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる部、課等に置くものとし、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

番号	上欄	中欄	下欄
一～八	略	略	略
九	略	略	略
十	略	略	略
十一	略	略	略

3 前二項に規定するもののほか、第二條の二及び前条に規定する班に、当該班の事務を掌理させるため、班長を置く。

4 第一項の表の第一号から第八号までに掲げる職、第二項の表の第一号から第十号までに掲げる職及び前項の班長は単純労務の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。以下同じ。）以外の職員（非常勤の職員（同号に掲げる職にあつては、同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）をもつて充て、第一項の表の第九号及び第十号に掲げる職並びに第二項の表の第十一号に掲げる職は単純労務の職員（非常勤の職員（同号に掲げる職にあつては、短時間勤務の職を占める職員を除く。）をもつて充てる。）をもつて充てる。

附則
この規程は、令和五年四月一日から施行する。